

町勢現況

昭和43 10 1 現

世帯数 1542 (0)

人口 6101 (5)

男 2926 (-2)

女 3175 (7)

広報たしる

No.194

10月

43年

田代町総務課編集 毎月5日 1650部発行



(写真は山下橋上流附近)

災害は忘れた頃に起る……といわれていますが、九月二十八日末明麓地区は突然の集中豪雨におそわれました。
被災者の皆様に心からお具舞を申し上げます。



季節のしおり

朝夕はめっきり寒くなってきました。暖い家族団らんの部屋が欲しいものです。日本家屋はともするとすき間風が吹きぬけます。まずすき間風を防ぐ工夫をこらしてください。

ふすまや障子の張替もさし迫ってからでなく、今月中にはすませておきましょう。

暖房器具も月末頃は取出して、十分点検して故障は修理しておきましょう。特に石油ストーブは油もれがないか念入りに調べてください。

十月は一天高く馬こゆる秋ーこのよい季節に、おいに栄養をつけ十分な運動をして、健康増進につとめましょう。

また、いわゆる灯火親しむ候です。月末から読書週間が始まり、十一月にかけて、本に親しむ行事も多くなります。わたくしたちの生活をふり返って、本を読むことが少なくなりましたが、この辺でもう一度「良い本を読む」ことを考えてみましょう。

9月の気象

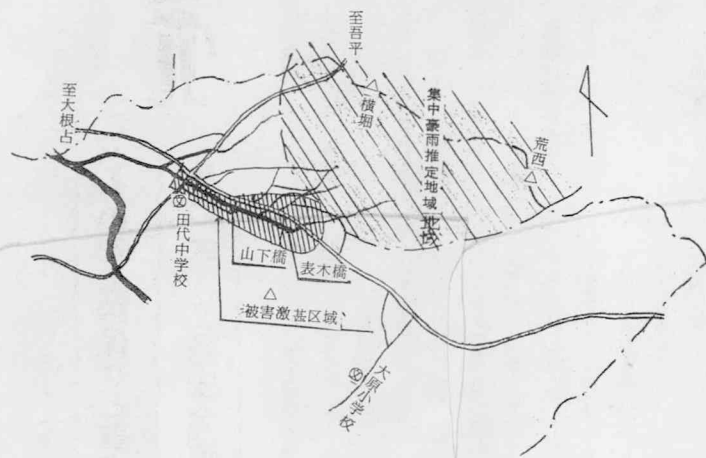
天気	晴	16日
	雲	10日
	雨	4日
月雨量	300ミリ	
気温	最高	34.4℃
	最低	14.2℃
	平均	22.1℃

十月のこよみ

- 5土 田代小、大原小中運動会
- 7月 小組合長研修旅行
- 8火 消防幹部会
- 10木 田代校区青少年協準備委員会
体育の日、小組合ソフト大会
- 11金 大原婦人学級
- 14月 乳児検診(15まで)
- 15火 川原永寿会、保育所運動会
- 16水 麓川原青年学級
- 20日 麓永寿会、仔牛セリ市(21まで)
- 21月 タバコ収納始り
- 23水 和牛健康診査(25まで)
- 24木 百日咳予防注射(25まで)
- 28月 全(二回目) (29まで)

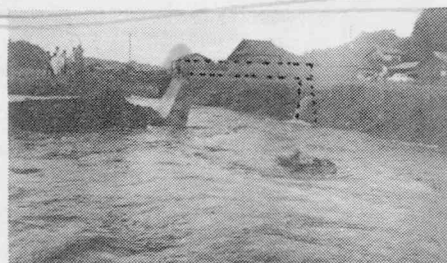


昭和43年 9月28日大雨災害地図



河川堤防浸水 一三〇
水田流失埋没 一三五
水稲冠水 六五〇
林地崩壊 一二〇〇
被害総額約八千万円

今回の水害の特色
今回の水害は麓川を中心とした水害で、麓川は現在改修工事を実施中ですが、工事の完成又は掘通しのすんだ部分は全く災害が発生していません。反面未着工部分の



流失した山下橋



土砂に埋まった水田 (山下前)

後この種の被害を防ぐ唯一の方法は、一日も早く改修工事を完成させる以外にないといえます。又山下橋から上流は現在改修計画区域になっていませんが、この区域も計画区域に編入しなければならぬことは申すまでもありません。町はこのような考え方に基いて、先般建設省河川局長が垂水市にみえられた機会に直接陳情いたしました。今後もあるゆる機会をとら

行政相談週間中は役場において夫々の相談員が、農地、年金、遺族援護、道路その他あらゆる問題について、無料で然も責任を以て相談に応じます。

このような問題でお困りの方は気軽に役場にきて相談されるようお願いいたします。本町の相談員は押川熊次郎氏です。

麓地区の集中豪雨

橋流失等被害総額八千万円

九月二十七日夜半から二十八日未明にかけて、麓地区は記録的な集中豪雨にみまわれ、麓川の堤防は各所で決壊し、水田流出その他総額八千万円に上る大きな災害が発生しました。

今回の豪雨は、降雨区域が町の北部、荒西山一帯に限られておること、降雨時間も午前0時から二時半頃までの約二時間半程度であ

昭和十三年の大雨に次ぐ二番目の大雨であると想像されます。

今回の豪雨による災害状況は概ね次のとおりとなっています。

- 住家床上浸水 八戸
- 床下浸水 三二戸
- 橋流失 二
- 道路決壊 二カ所
- 用水路等浸水 五ヶ所

上流は最も被害が大きく、堤防決壊、耕地流失、橋流失等の災害はこの区域に集中しています。又完成部分の下流は、水流が停滞するため浸水が甚だしく、住家の床上床下浸水のほか、流域の殆どどの耕地が冠水しています。

え、あらゆる方法によって麓川の全面改修が一日も早く実現するよう努力したいと考えています。

役所の苦情は 行政相談員へ

十月十四日から二十日まで一週間、行政相談週間となっています。国、県、市町村はいろいろの行政を行っています。これらの行政について不幸や不満を持っている人々も多いと思います。国はこのような国民の行政に対する苦情を解決するため「行政相談制度」を設け、各市町村に「行政相談員」を置いて直接相談に応じています。

このような行政相談制度について、広く国民の理解を深めるため毎年全国各地に行政相談週間が実施されています。

補正予算千二万円等可決

九月定例議会

九月定例議会は去る九月十六日招集され、当日本会議を開き議案一件を可決し翌十六日から休会にいたり、二十五日本会議を再開、提出議案全部の審議を終り閉会となりました。

今回の定例議会に提案された議案は、補正予算三件、条例改正案一件その他一件の外、請願等三件合計八件でありましたが何れも原案どおり可決、採択されました。

今回の定例議会に提案された主な議案と内容のあらましは次のとおりです。

- 1 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 医療費の急増により危機にひんした国保会計の建直しをはかるため、国保税を次のとおり引上げようとするもの。
- 課税最高限度額
- 現行三万円→四万円
- 均等割額(一人当り)
- 三〇〇円→七六〇円
- 平等割額(一世帯当り)
- 七一〇円→一三八〇円
- 資産割額
- 百分の一六→百分の二七

- 2 一般会計補正予算
- 今回の補正総額は千二百万円で累計額は一億七千三百万円になりました。補正の主なものは次のとおりです。
- 農業構造改善事業追加一五六万円
- 井手駄床農地(茶園)造成事業 三十四万円
- 商工会館建設補助 二四万円
- 一般道路事業 三〇〇円
- 学校校舎改修費 二〇〇円
- 紅葉橋復旧事業 一八〇円
- 土木災害復旧事業 一二六円
- 3 町道認定について
- 最近社会経済情勢は大きく変わりつゝあり、これに併せて現在の町道も再検討の時期に来ているとの考え方から、従来の町道の認定替をしようというもので、路線数三六線、総延長六万余kmとなっています。
- 4 以上の外特別会計補正予算等二件及び
- 九州電力料金値下について
- 大原小学校改築について
- 二請願並びに
- 鹿児島市垂水間のフェリーボート就航についての意見書が採択されました。

医療費の支払財源

医療費総額 47・300 千円

保険者(町)負担 (0.7)		被保険者負担 (0.3)
国庫 21・810 千円 (0.66)	保険税 11・300 千円 (0.34)	14・190 千円

今年の保険税については、いろいろと疑問をもっておられる町民の方があるやに思いますので、今年の保険税はどう変わったか御説明いたしまして、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

医療費については既に御承知のとおり、その三割は直接皆様が病院の窓口で負担され、残りの七割を町が負担することになっていました。

町が負担する分は、

どう変わったか? 四十三年度の国民健康保険税

- (1) 所得割(所得割一・一五万円) 24
- (2) 均等割 均等割一・一五万円 100
- (3) 資産割 資産割一・一五万円 100
- (4) 均等割 均等割一・一五万円 100
- (5) 均等割 均等割一・一五万円 100
- (6) 均等割 均等割一・一五万円 100

この合計額が年税額ですが五月に納めていたたいた課税額を差引き残りを三回に分けて納めていただきます。税率のきめ方は基準に従い算定されましたが紙面の都合上省略します。

※低所得者に対する保険税の減額

低所得者に対する保険税の負担を軽くするため政令によって次のような減額が行なわれます。

(1) 所得合計額が一・一五万円以下の世帯では……昨年の均等割、世帯割の六割が軽減されます。

(2) 所得合計額が一・一五万円をこえる世帯では同じように四割が軽減、但し所得合計額が一・一五万円に世帯主を除く被保険者一人につき四万五千円を加えた額より低い場合に限りです。

(3) 例 5人世帯の場合
1・1万円+(5人-1人)×4万5千円=29万円
所得が二九万円以下であれば減額される。
(1・5万円×5人+284円)=1044円

二九万円を一〇〇円でもこえている世帯は減額されないから一見して同じ位の世帯でも保険税は千円内外の差がある場合があります。

※要するに保険、年金制度は、今日人々のため、明日は自分のため、相互扶助の精神で盛りたててゆかねばなりません。本年は税金も昨年にくらべ平均して一、八倍となりましたが、これは全部皆様方の医療費に当てる金ですから右の点を御理解の上、御協力方をお願いします。



こどもの安全確保など重点に

秋の全国交通安全運動

秋の全国交通安全運動が、十月十一日から二十日まで、十日間実施されます。

今回の運動の重点実施事項は次のとおりとなっています。交通安全運動は町内の職場、地域は勿論家族ぐるみで協力しなければ効果は挙げません。運動の趣旨を充分御理解の上協力方をお願い申し上げます。

重点実施事項

1 歩行者の正しい運動の励行と、横断歩道における歩行者保護の徹底

2 こどもの交通安全の確保

3 飲酒運転の追放

4 追突事故防止のための正しい運転の励行

5 ダンプカー等大型自動車の安全運転の確保

6 車輛の完全整備の励行

7 自動車の運行管理と安全運転の徹底

8 安全な踏切道通行の確保

9 道路交通環境の整備改善

10 交通事故についての責任観念の向上

又子供の安全確保をはかるため家庭で「朝の三ない心得」を是非守ってください。

①遅刻をさせない。

始業時間に充分間にあうよう早目に登校させましょう。

②忘れものをさせない。

忘れものをしたためあわてて引返すことのないよう、登校前に忘れものはないか、確認てみましょう。

③叱らない

登校前に叱られた子供が起す交通事故は一番多いです。愉快な気持ちで登校させましょう。

郵便番号記載率好調

一〇〇%記載への

ご協力を!!

郵政省が、皆様方の郵便物を「より早く」、「より正確に」、「より安く」、お届けし安心して利用していただくために、郵便番号制を実施してから早くも二カ月過ぎました。

これの実施につきまして郵政省は、十分な研究を重ね、全力を傾

10月の町税

町民税と固定資産税の
第3期分です。

單車には必ず

保険をかけましょう

自動車損害賠償保障法によって自動車も單車も保険をかけなければ運行できないことになっていきます。

この保険をかけないで單車などを運行したら違反になり処罰されます。

まだ、保険をかけていない人は、いますぐ手続きしましょう。

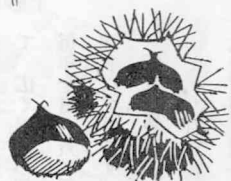
からはみださないように、そしてワクいっぱいになるだけ大きく書いてください。

④記入わくのない場合は、ワクなしで番号だけ書いていただければ結構ですが、親番号と子番号の間は「23-45」のように書いてください。

⑤誤記されたときは、横線でその番号をハッキリ消して、ワク外に正しい番号を書いてください。

次に、例年どおり十一月は、年賀はがきも売り出されますので、ぼつぼつ、住所録の整備を今からしてください。

田代の郵便番号は、893-24です。



こんにちは
保健所
です

田代町の十月の保健所行事を、お知らせします。

一、食品店舗検査(継続申請)

二、乳児検診

三、食品衛生協会総会

大根占支所では左記のとおり業務をおこなっています。さがるに相談にいきましょう。

○毎週(金) 一般相談

健康診断、一般の病気の食事相談をこの日に受付けます。

○第一、第三(火) 母子相談

妊産婦、誕生までの赤ちゃんの保健所診断日です。受付は(火)、(金)とも午前九時より十一時までです。

調理講習は申込のありしだい伺います。役場なり教育委員会、保健所へ連絡してください。